

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年8月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200009号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200041号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成11年11月1日から平成12年3月21日に訂正し、平成11年11月から平成12年2月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成11年11月1日から平成12年3月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年11月1日から平成12年4月6日まで

私は、A社B営業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録では1か月で退職したことになっている。しかし、請求期間も継続して同社に勤務し、母親のため健康保険遠隔地被保険者証の交付を受けていたので、当該期間を年金額に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成11年11月1日から平成12年3月21日までの期間について、雇用保険の記録によると、A社が名称変更した後のC社において、平成11年10月18日から平成12年3月20日までの期間に請求者の被保険者記録が確認できる。

また、請求者が現在勤務しているD社に提出した履歴書には、A社を平成12年3月に退職した旨記載されており、その他の職歴に係る入社月及び退社月は、請求者の雇用保険の記録とおおむね符合していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得、請求者の母及び子の被扶養者認定並びに健康保険遠隔地被保険者証交付に係る事務処理は、平成11年11月18日付けで行われているところ、請求者の被保険者資格は、平成12年4月3日付けで、平成11年11月1日に遡って喪失する処理が行われたことが確認できる。

また、A社において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る処理年月日と同日の平成12年4月3日付けで、平成11年11月1日に遡って被保

険者資格を喪失している者（以下「遡及喪失者」という。）が59人確認できる
ところ、複数の遡及喪失者は、平成11年11月1日以降も継続して同じ事業所
に勤務していた旨回答又は陳述しており、同日以降も継続して雇用保険被保険
者記録が確認できる。

さらに、請求期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所であり、また、
複数の遡及喪失者から提出された給与支払明細書又は給与明細書によると、平
成11年11月分から平成12年2月分までの各月の固定的賃金の内訳及び金額
は、平成11年10月分と同じであることから、被保険者資格の喪失後も喪失前
と同じ雇用形態であったことが推認できるが、複数の遡及喪失者は、請求期間
である本社をE県からF県に移すまでの期間は、国民年金に加入してほしいと
いった話が会社からあった旨回答又は陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平
成12年4月3日付けで行われた遡及喪失処理は事実在即したものととは考え難
く、請求者について、平成11年11月1日に遡って被保険者資格を喪失させる
合理的な理由はなく、当該遡及喪失処理に係る記録は有効なものとは認められ
ない。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日
は、雇用保険の記録における離職年月日の翌日である平成12年3月21日であ
ると認められる。

また、平成11年11月から平成12年2月までの標準報酬月額については、
平成11年10月の厚生年金保険の記録から、13万4,000円とすることが必要で
ある。

- 2 請求期間のうち、平成12年3月21日から同年4月6日までの期間について、
請求者は、A社を退職後、平成12年4月6日にG社（現在は、H社）に入社す
るまでは数日間空いていた旨陳述しているところ、当該期間に請求者の雇用保
険被保険者記録は確認できない。

また、上述の遡及喪失者のうち、58人が平成12年3月21日にI市、J市及
びK市に所在するいずれかのA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し
ているところ、当該取得に係る処理年月日は、平成12年3月28日又は同年3
月29日であることが確認できることから、請求者は、当該処理日において同社
に勤務していなかったと思料される。

さらに、A社からは、回答が得られない上、複数の同僚に照会したものの、
請求者の退職日を記憶している者がいないことから、平成12年3月21日から
同年4月6日までの期間における請求者の勤務実態について確認できない。

このほか、平成12年3月21日から同年4月6日までの期間における請求者
の勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請
求者が、平成12年3月21日から同年4月6日までの期間において、厚生年金
保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200013号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200042号

第1 結論

1 請求者のA社における平成13年5月1日から平成14年10月1日までの期間、平成16年4月1日から同年9月1日までの期間及び平成23年4月1日から平成25年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成13年5月から平成14年9月までは26万円から30万円、平成16年4月から同年8月までは30万円から32万円、平成23年4月から平成24年8月までは22万円から28万円、平成24年9月から平成25年3月までは22万円から26万円とする。

平成13年5月から平成14年9月まで、平成16年4月から同年8月まで、平成23年4月から平成25年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年5月から平成14年9月まで、平成16年4月から同年8月まで、平成23年4月から平成25年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成14年10月1日から平成16年4月1日までの期間、平成17年9月1日から平成19年9月1日までの期間及び平成20年7月1日から平成26年4月29日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成14年10月から平成16年3月までは30万円から32万円、平成17年9月から平成19年8月までは32万円から34万円、平成20年7月及び同年8月は34万円から38万円、平成20年9月から平成21年5月までは36万円から38万円、平成21年6月から平成24年8月までは28万円から30万円、平成24年9月から平成25年3月までは26万円から30万円、平成25年4月から同年9月までは22万円から30万円、平成25年10月から平成26年3月までは22万円から34万円とする。

平成14年10月から平成16年3月まで、平成17年9月から平成19年8月まで及び平成20年7月から平成26年3月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成23年4月から平成25年3月までの期間については、上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から平成 26 年 4 月 29 日まで
請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求期間のうち、平成 13 年 5 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間、平成 16 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの期間について、請求者のA社における標準報酬月額は、平成 13 年 5 月から平成 14 年 9 月までは 26 万円、平成 16 年 4 月から同年 8 月までは 30 万円、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までは 22 万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び4月から6月まで（平成 14 年以前は、5月から7月まで）の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成 13 年 5 月から平成 14 年 9 月までは 30 万円、平成 16 年 4 月から同年 8 月までは 32 万円、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までは 30 万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成 13 年 5 月から平成 14 年 9 月までは 30 万円、平成 16 年 4 月から同年 8 月までは 32 万円、平成 23 年 4 月から平成 24 年 8 月までは 28 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までは 26 万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 13 年 5 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間、平成 16 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 13 年 5 月から平成 14 年 9 月までは 30 万円、平成 16 年 4 月から同年 8 月までは 32 万円、平成 23 年 4 月から平成 24 年 8 月までは 28 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までは 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成13年5月から平成14年9月までの期間、平成16年4月から同年8月までの期間及び平成23年4月から平成25年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付に関する回答が得られないが、請求者から提出された給料支払明細書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成13年5月1日から平成14年10月1日までの期間、平成16年4月1日から同年9月1日までの期間及び平成23年4月1日から平成25年4月1日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、請求期間のうち、平成14年10月1日から平成16年4月1日までの期間、平成16年9月1日から平成23年4月1日までの期間及び平成25年4月1日から平成26年4月29日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成14年10月から平成16年3月までは30万円、平成16年9月から平成19年8月までは32万円、平成19年9月から平成20年8月までは34万円、平成20年9月から平成21年5月までは36万円、平成21年6月から平成23年3月までは28万円、平成25年4月から平成26年3月までは22万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成14年10月から平成16年3月までは32万円、平成16年9月から平成17年8月までは32万円、平成17年9月から平成20年6月までは34万円、平成20年7月から平成21年5月までは38万円、平成21年6月から平成23年3月まで及び平成25年4月から同年9月までは30万円、平成25年10月から平成26年3月までは34万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成14年10月から平成15年2月までは30万円、平成15年3月は24万円、平成15年4月から平成16年3月までは30万円、平成16年9月から平成18年8月までは32万円、平成18年9月から平成19年2月までは30万円、平成19年3月から平成20年2月までは32万円、平成20年3月から同年8月までは34万円、平成20年9月から平成21年1月までは32万円、平成21年2月から同年8月までは26万円、平成21年9月から平成23年1月までは24万円、平成23年2月及び同年3月は28万円、平成25年4月から同年8月までは22万円、平成25年9月から平成26年3月までは20万円）のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。
- 3 請求期間のうち、平成14年10月1日から平成16年4月1日までの期間、

平成 17 年 9 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間及び平成 20 年 7 月 1 日から平成 26 年 4 月 29 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる標準報酬月額決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、平成 14 年 10 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの期間、平成 17 年 9 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間及び平成 20 年 7 月 1 日から平成 26 年 4 月 29 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書で確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、平成 14 年 10 月から平成 16 年 3 月までは 32 万円、平成 17 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 34 万円、平成 20 年 7 月から平成 21 年 5 月までは 38 万円、平成 21 年 6 月から平成 25 年 9 月までは 30 万円、平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月までは 34 万円とすることが必要である。

なお、平成 14 年 10 月から平成 16 年 3 月まで、平成 17 年 9 月から平成 19 年 8 月まで及び平成 20 年 7 月から平成 26 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までの期間については、上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200039号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200043号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月10日の標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月10日

育児休業期間中である平成27年12月10日にA社から賞与が支払われていたが、年金額に反映されない記録となっているため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賞与計算結果明細(2015年12月分)及び請求者が所持する総合口座取引明細(以下、併せて「賞与関連資料」という。)により、請求者は、同社から9万2,000円の標準賞与額に相当する賞与(9万2,994円)の支払を受けていたことが確認できる。

一方、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、事業主は、当該厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和4年5月23日受付)しており、オンライン記録によると、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当として保険給付の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかしながら、オンライン記録によると、事業主は、平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間について、請求者の育児休業等に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の規定により、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収を行わない旨定められていることから、同法第75条本文の規定は適用されない。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により確認

できる賞与額から9万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200040号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200044号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月10日の標準賞与額を28万6,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月10日

育児休業期間中である平成20年12月10日にA社から賞与が支払われていたが、年金額に反映されない記録となっているため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賞与計算結果明細(2008年12月分)及び請求者が所持する金融機関の通帳(以下、併せて「賞与関連資料」という。)により、請求者は、同社から28万6,000円の標準賞与額に相当する賞与(28万6,618円)の支払を受けていたことが確認できる。

一方、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、事業主は、当該厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和4年5月23日受付)しており、オンライン記録によると、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当として保険給付の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかしながら、オンライン記録によると、事業主は、平成20年*月*日から平成21年*月*日までの期間について、請求者の育児休業等に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の規定により、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収を行わない旨定められていることから、同法第75条本文の規定は適用されない。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により確認

できる賞与額から 28 万 6,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。